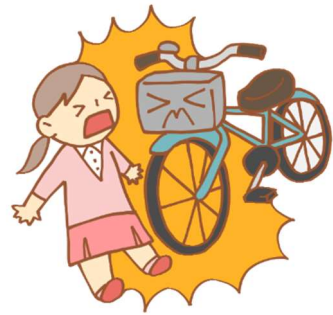


2021年5月号 FP武蔵野グループ



加入していますか？個人賠償責任保険

伊達 寿和 (CFP®認定者)

自転車で走行中に歩行者とぶつかってケガを負わせてしまったり、犬の散歩をしているときに飼い犬が他人にケガをさせてしまったり、そのようなケースに備える保険として「個人賠償責任保険」があります。

小学生が起こした自転車事故（相手の女性は意識が戻らない状態）、この事件では保護者に約9500万円の賠償が命じられました。このような高額賠償の事例も出てきています。

また、東京都では令和2年4月から「東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」により、自転車を利用する人は、自転車利用中の対人賠償事故に備える保険等への加入が義務となっています。「個人賠償責任保険」は、今や必要な保険といえるでしょう。

「個人賠償責任保険」で補償される事故の例として次のようなものがあります。

- ・自転車で走行中に歩行者とぶつかってケガを負わせた。
- ・買い物中に誤って陳列商品を落として壊してしまった。
- ・飼い犬が他人を噛んでケガをさせた。
- ・子どもが投げたボールで他人の家の窓ガラスを割った。

など、他人の身体や財物に損害を与えるケースが対象となります。

個人賠償責任保険は単独で販売されるケースは少ないので、自分が加入しているか気付いていない人も多いようです。自分で確認する場合は、次のような保険の内容を確認してみましょう。

- ・「自転車保険」などの名称で販売しているセット保険
- ・自動車保険（共済）の特約

- ・火災保険（共済）の特約
- ・傷害保険（共済）の特約
- ・クレジットカードなどの付帯保険

自動車保険や火災保険の保険証券に「個人賠償責任保険」特約の記載があれば、加入していることが確認できます。日常賠償責任保険や賠償責任保険といった名称になっている場合もあります。その他、会社や学校で募集される団体保険に含まれているケースもあります。

個人賠償責任保険は、補償の対象となる人に特徴があります。生命保険と異なり「生計を共にする同居の親族」や「別居の未婚の子」なども補償の対象になるケースが多く、家族の1人が加入していれば、結果的に対象になっている場合が多いです。親が加入していれば子どもが起こした事故にも対応できます。

また、個人賠償責任保険はいくつも加入する必要はなく、1つだけ加入していれば良いのです。さまざまな保険の特約に出てきますので、例えば火災保険の特約で加入している上に、自動車保険の特約に付けていたり、追加で自転車保険に入っていたりと、何重にも加入しているケースがあります。このような場合は1つに絞って、他の特約を外すと保険料が節約できます。

保険の補償額について、これまでは上限が1億円のケースが多かったのですが、最近は3億円や無制限の保険も出てきています。1億円と3億円で保険料が3倍になるわけではありませんので、心配な方は補償額を多めに設定しておくといよいでしょう。

「個人賠償責任保険」について、ご家庭で一度確認されてはいかがでしょうか。

以上